

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

余市町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

余市町長

公表日

令和2年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、地方税法等に基づき、市町村における被保険者の届出による資格の管理をし、保険給付の支給と保険税の賦課徴収に関する事務の処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保険税の賦課徴収 ④保険税の未納滞納に係る調査 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（※）」という。）※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険被保険者台帳ファイル、(2)国民健康保険賦課台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<国民健康保険事務> 番号法第9条第1項 別表第一（16、30の項） <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<国民健康保険事務> 番号法第19条第7号、別表第二（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、106の項） <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	余市町民生部保険課
②所属長の役職名	余市町民生部保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	余市町民生部保険課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	余市町民生部保険課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2121

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、地方税法等に基づき、市町村における被保険者の届出による資格の管理をし、保険給付の支給と保険税の賦課に関する事務の処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保険税の賦課 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、地方税法等に基づき、市町村における被保険者の届出による資格の管理をし、保険給付の支給と保険税の賦課徴収に関する事務の処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保険税の賦課徴収 ④保険税の未納滞納にかかる調査 	事前	
平成29年4月1日	I-5②所属長	保健課長 須藤 明彦	保健課長 濱川 龍一	事後	
平成29年7月1日	I-1③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成30年4月1日	I-5②所属長	保健課長 濱川 龍一	保健課長 羽生 満広	事後	
平成31年4月1日	I-5①部署	余市町民生部保健課	余市町民生部保険課	事後	
平成31年4月1日	I-5②所属長	保健課長 羽生 満広	保険課長 羽生 満広	事後	
平成31年4月1日	I-7請求先	余市町民生部保健課	余市町民生部保険課	事後	
平成31年4月1日	I-8連絡先	余市町民生部保健課	余市町民生部保険課	事後	
令和1年6月29日	I-5②所属長の役職名	保険課長 羽生 満広	余市町民生部保険課長	事後	新様式への変更
令和1年6月29日	IV-リスク対策		追加	事後	新様式への変更
令和2年9月18日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、地方税法等に基づき、市町村における被保険者の届出による資格の管理をし、保険給付の支給と保険税の賦課徴収に関する事務の処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保険税の賦課徴収 ④保険税の未納滞納に係る調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法、地方税法等に基づき、市町村における被保険者の届出による資格の管理をし、保険給付の支給と保険税の賦課徴収に関する事務の処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格管理 ②保険給付 ③保険税の賦課徴収 ④保険税の未納滞納に係る調査 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に関する事務 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月18日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	<p><国民健康保険事務> 番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年9月18日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、106の項)	<p><国民健康保険事務> 番号法第19条第7号、別表第二(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、106の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年9月18日	II-1いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月18日	II-2いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年8月31日時点	事後	